

環境厚生常任委員会

日 時 平成30年3月1日（木） 午後1時30分 ～
場 所 第3委員会室

1 開 議

2 事務局日程説明

3 行政報告

【市立病院】

（１）平成29年度病院事業会計の状況について

【環境市民部】

（１）亀岡市ゼロエミッション計画について

【健康福祉部】

（１）亀岡市いきいき長寿プラン（亀岡市高齢者福祉計画・第7期亀岡市介護保険事業計画）について

（２）子どもの貧困について

4 今後の取り組みについて

5 その他

環境厚生常任委員会 資料

平成30年3月1日

<環境クリーン推進課>

亀岡市ゼロエミッション計画について

1 亀岡市ゼロエミッション計画とは

現行の亀岡市ごみ処理基本計画（以下、計画）を見直した後継計画になります。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、市内の一般廃棄物処理に関して定めた基本計画になります。概要については、別添亀岡市ゼロエミッション計画の概要のとおり。

(1) 計画名称 亀岡市ゼロエミッション計画（亀岡市ごみ処理基本計画）

(2) 計画期間 平成30年度～平成39年度(10ヶ年計画)

(3) 基本理念

人と環境にやさしい資源循環型のまちづくり

～2R強化型のライフスタイル・ビジネススタイルでごみを出さない地域社会を目指して～

(4) 基本方針

- ①こどもたちに美しいふるさと亀岡を残すための活動を支援します。
- ②2R（リデュース／排出抑制、リユース／再使用）を強化します。
- ③取り組みやすい資源化システムを構築します。
- ④ごみの適正処理に向けた体制・仕組みを整備します。
- ⑤不法投棄及び災害廃棄物対策を強化します。

(5) 主な数値目標

H28（実績）

H39（目標）

・ごみ排出量	25,980 トン	→	21,551 トン(17.0%削減)
・最終処分量	3,857 トン	→	2,566 トン(33.4%削減)
・資源化率	17.4%	→	20.5%(3.1ポイント増加)

(6) 重点施策

- ①誰もがわかるごみ分別情報の提供
- ②高齢者等のごみ出し支援
- ③事業系一般廃棄物の管理を強化
- ④事業者の環境マネジメントシステムの導入を支援
- ⑤一般廃棄物の処理手数料を適正化
- ⑥ごみの中から資源物を取り出す、つくる

2 計画策定までの経過

計画策定については、亀岡市循環型社会推進審議会（詳細は3のとおり）に諮問し、5回の会議開催を経て、同審議会より最終答申が発出されました。答申に基づき、平成30年3月中に計画を策定する予定です。

平成29年 3月 3日 諮問、第39回審議会（趣旨説明、検討事項について）
7月 6日 第40回審議会（課題整理、取組の方向性について）
9月 7日 第41回審議会（骨子案、課題に対する取組について）
10月25日 第42回審議会（計画案作成、中間答申の内容について）
12月 7日 中間答申
12月11日 パブリックコメント（平成30年1月11日迄）実施
平成30年 1月23日 第43回審議会（計画案完成、最終答申の内容について）
2月 6日 最終答申
3月上旬 最終答申に基づき、計画策定の予定

3 亀岡市循環型社会推進審議会の概要

- (1) 設置 平成13年8月1日
- (2) 設置根拠 亀岡市循環型社会推進条例第7条
- (3) 会長 京都学園大学バイオ環境学部 金川貴博教授
- (4) 委員数 16名
- (5) 構成 推薦 学識経験者2名（京都学園大学、亀岡市環境事業公社）
事業者代表1名（小売店代表）
市民代表3名（自治会等）
教育関係代表3名（PTA、校長会）
公募 市民代表7名（個人5名、市民団体2名）

4 技術支援 (株)地域計画研究所に計画策定の支援業務を委託

5 用語解説

ゼロエミッション

国連大学が提唱した人間の経済活動による自然界への排出をゼロにする仕組みを構築することを基本的な考え方とした構想。全ての産業で排出されるあらゆる廃棄物を別の産業の原材料などに活用することで、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムのこと。

亀岡版ゼロエミッション

亀岡市が取り組む「埋立て施設を新たにつくらない」まちづくりのこと。また、亀岡市ゼロエミッション計画（亀岡市ごみ処理基本計画）が見据える最終目標。

以上

第1章 計画の概要

亀岡市ゼロエミッション計画の概要

亀岡市ゼロエミッション計画とは？

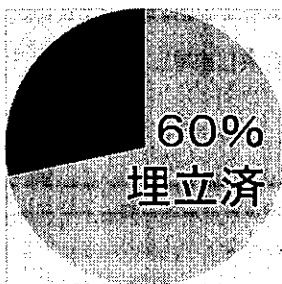
平成30年4月からの10年間の市内のごみ（一般廃棄物）処理についての計画です。

亀岡市は、環境にも将来世代にも大きな負担となる埋立処分場を新たににつくらない政策に大きく舵をきります。この大きな目標への歩みを着実に進めるため、計画を定期的に見直し、段階的に取り組みを加速させていきます。

本計画は、その第一段階であり、基本理念と5つの基本方針を定め、ゼロエミッションの考え方（ごみを出さない）を基本にして施策と具体的な目標数値を定めます。

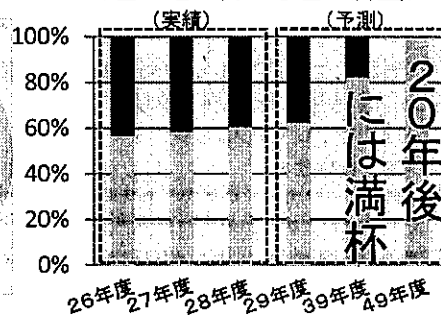
なぜゼロエミッションなのか？

＜埋立地の残容量＞



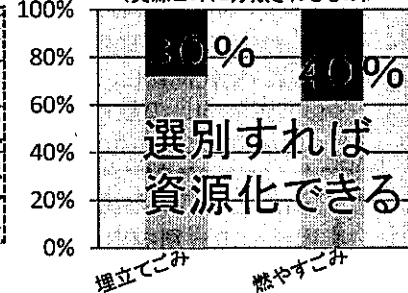
（H28年度 エコピア亀岡残容量）

＜埋立地に占める埋立済量＞



（過去3年間の残容量から回帰分析にて予測）

＜排出ごみに含まれる資源物＞
（資源ごみに分類されるもの）



（H28年度 ごみの性状調査）

ごみ減量で埋立地を延命化しつつ、埋立施設を新たににつくらないまちづくりが必要

亀岡版ゼロエミッションとは？

亀岡市が取り組む「埋立施設を新たににつくらない」まちづくりのことです。

具体的には、誰もが取り組める資源化の仕組みをつくることと、資源化の対象を拡大することなどで埋立ごみを徹底的に減らし、埋立施設を新たににつくらないまちの実現を目指します。

亀岡市の課題

- ①事業系一般廃棄物が増加傾向
- ②排出ごみに資源物が含まれている
- ③事業者のごみの排出管理が不十分
- ④全国平均よりも低い資源化率
- ⑤埋立地があと20年で満杯
（建設当初の計画では5年後が期限）

主な取り組み内容

行政の取り組み（重点施策）

- ①誰もがわかるごみ分別情報の提供
- ②高齢者等のごみ出し支援
- ③事業系一般廃棄物の管理を強化
- ④事業者の環境マネジメントシステムの導入を支援
- ⑤一般廃棄物の処理手数料を適正化
- ⑥ごみの中から資源物を取り出す、つくる

市民の取り組み

- ①ごみの減量、分別排出に取り組む
- ②分別が困難な世帯はごみ出し支援を利用

事業者の取り組み

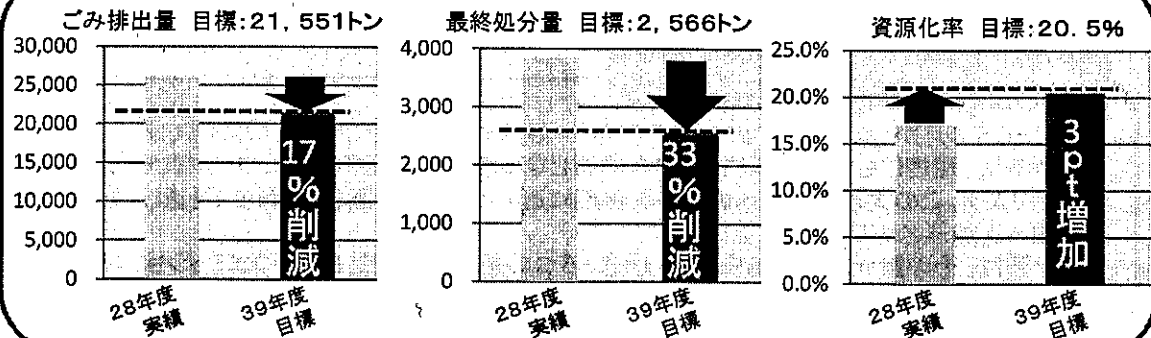
- ③排出時に一般廃棄物管理票を発行
- ④環境マネジメントシステムの導入
- ⑤適正な処理費用を負担し、排出を抑制

民間事業者等との協力

- ⑥民間のチカラを活用し、市民・事業者が減量したごみをさらに減らす取り組みを実施

- 1 主な数値目標 本計画の主な数値目標は下記のとおりです。

主な数値目標



- 2 重点施策の概要 施策の取り組みのうち、下記の施策は特に重点的に取り組みます。

行政の取り組み(重点施策)の概要

①誰もがわかるごみ分別情報の提供

相手に応じた情報発信を行い、誰もがわかりやすいごみ分別情報を提供します。

- ◎若い世代向けに、スマートフォンを活用した分別アプリ
- ◎高齢者向けの見やすくわかりやすいパンフレット
(大きな文字、品名で区分がわかるなど)



②高齢者等のごみ出し支援

集積所への分別排出の徹底と、高齢者等のごみ出しが困難な世帯への見守りを兼ねた支援の仕組みを構築します。

- ◎対象世帯のごみを集積所まで運ぶ仕組み
- ◎対象世帯の分別を手助けする仕組み



③事業系一般廃棄物の管理を強化

家庭系ごみに比べ、ごみの減量が進んでいない事業系ごみの排出管理を徹底し、適切に排出される仕組みを構築します。

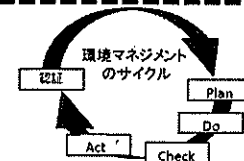
- ◎事業者による一般廃棄物管理票の発行
- ◎多量排出事業者の排出計画、減量計画の提出



④事業者の環境マネジメントシステムの導入を支援

ごみ減量の取り組みに着手しにくい環境にある小規模事業者が適正な排出を行えるよう支援を行います。

- ◎環境マネジメントシステムの導入の説明会の開催
- ◎環境マネジメントシステムを導入する効果についての情報提供



⑤一般廃棄物の処理手数料を適正化

ごみの排出抑制や受益者負担の適正化のため、ごみ処理手数料を見直します。

- ◎事業系ごみ処理手数料の見直し
- ◎家庭系ごみ処理手数料の見直し

手数料の負担割合	事業者	市民
排出量の内訳	事業者分	市民分
手数料の見直し	事業者分	市民分

⑥ごみの中から資源物を取り出す、つくる

収集したごみの中から処理すれば資源になるものを取り出したり、公園の落葉を堆肥にするなど、さらなる資源化を行います。

- ◎民間事業者等が保有する選別処理施設の活用
- ◎埋立てごみや資源ごみなどの基準の見直し
- ◎剪定枝や落葉等の堆肥化の推進



持ち込みごみに係る手数料の見直しについて

1 概要

亀岡市循環型社会推進審議会（以下、審議会）の「亀岡市ごみ処理基本計画の改訂」に係る答申において、ごみの排出抑制及び受益者負担の適正化の取り組みとして「一般廃棄物の処理手数料の適正化」が明記され、事業系及び家庭系ごみ処理手数料の見直しに重点的に取り組むこととされております。答申の内容に基づき、持ち込みごみに係る手数料の見直しを図るものです。

2 根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、法）第5条の2、第6条
亀岡市循環型社会推進条例（以下、条例）第7条、第15条、第22条

3 対象のごみ 市の処理施設に直接搬入された燃やすごみ及び埋立てごみ

4 対象者 市の処理施設へ対象のごみを直接搬入した事業者または市民 ※市民が、指定ごみ袋を使用して搬入した場合は対象外

5 手数料単価

(1) 現行	10kgあたり	150円
(2) 改正案	10kgあたり	180円

※燃やすごみ、埋立てごみのいずれも同額。10kg未満は10kgとみなす。

6 処理費用（平成28年度分）

(1) 燃やすごみ	10kgあたり	537円
(2) 埋立てごみ	10kgあたり	1,174円

※費用には、施設の建設費、基幹改良工事費、基幹改良工事に係る撤去費、起債利子償還額、収集運搬費用を含みます。粗大ごみ及び資源ごみに係る費用は含まれません。

7 手数料見直しに関する背景

(1) 環境省より、法第5条の2に基づく基本方針として、ごみ処理基本計画の見直しと併せてごみ処理手数料の見直しを図ることとされています。

(2) 処理費用の状況

現在のごみ処理費用の財源内訳は、市税等の割合が増加しており、ごみの排出が少ない事業者や市民が、市税等の公費支出を通して、多量排出者の処理費用を負担している状況にあります。詳細は別添参考資料1のとおり。

(3) 近隣市町村との整合

市町村間のごみの搬入出防止のため、近隣市町村と手数料単価に大きな差が生じないように、一定の整合を図って設定するよう環境省より基本方針がでております。近隣市町村の状況については、別添参考資料2のとおり。

8 手数料の設定に関する考え方

近隣市町村との整合を図るため、現行の手数料の算定に用いた算定式を採用しております。燃やすごみと埋立てごみで処理費用が大きく異なりますが、徴収する手数料単価は同額で設定しております。市の施設へのごみ搬入時には、職員による監視を行っておりますが、手数料単価を同額にすることで、金額の多寡を理由とした不正排出を防止する狙いがあります。

(1) 持ち込みごみに係る手数料 180円

算定式（詳細は別添積算資料のとおり）

$$(3) \text{ 算定基礎費用} \times (2) \text{ 手数料設定割合} = (1) \text{ 持ち込みごみに係る手数料} \\ 360\text{円} \quad \times \quad 0.5 \quad = \quad 180\text{円}$$

(2) 算定基礎費用 360円

算定式（詳細は別添確認資料のとおり）

ごみ処理費用^{※1}÷ごみ処理量×10＝10kgあたりの処理費用

$$770,773\text{千円} \div 21,701\text{t} \times 10 \div 360\text{円}$$

※1 粗大ごみ及び資源ごみに係る費用を除いた平成28年度実績額に、ごみ種ごとの排出割合を掛けて算定。施設の建設費、基幹改良工事費の平成28年度分の減価償却額に相当する額は含めず。

(3) 手数料設定割合 0.5

算定式（詳細は別添積算資料のとおり）

持ち込みごみの処理量^{※2}÷収集ごみの処理量^{※2}＝手数料設定割合

$$6,603 \div 14,836 \div 0.5$$

※2 処理量は、いずれも平成26、27、28年度実績の平均値

以上

積算資料

改正ごみ処理手数料(持ち込み(指定ごみ袋使用分を除く))の単価の計算式

$$\text{①10kg当たりのごみ処理費用} \times \text{②手数料設定割合} = \text{③改正ごみ処理手数料単価}$$

$$\text{①354.9円} \times \text{②0.5} = 177.45\text{円} \div \text{③180円}$$

内訳(詳細は別添)

$$\text{①10kg当たりのごみ処理費用} = \text{円}$$

$$\text{①} = 1\text{kg当たりのごみ処理費用} 35.49\text{円} \times 10\text{kg} = 354.9\text{円}$$

$$\text{②手数料設定割合} = 50\%$$

持ち込みごみと収集ごみの比率から算出

平成26年から平成28年の1kg当たりの処理費用の実績は、下記の通り

	H26年度	H27年度	H28年度	平均
持ち込みごみの処理量	6,486	6,693	6,631	6,603
収集ごみの処理量	15,408	14,744	14,357	14,836
比率※	0.5	0.5	0.5	0.5
			=	0.5

※収集ごみの処理量を1とした場合の持ち込みごみ比率(小数点第2以下切り上げ)

上記の積算は、別添確認資料を元に行っています。

現行の処理手数料の計算方法を踏襲していますが、別途手数料を徴収している粗大ごみ及び手数料の徴収対象外の資源ごみの費用と数量は除きます。

現行(平成15年度改訂)のごみ処理手数料
(持ち込み(指定ごみ袋使用分を除く))の単価の計算式

(参考)

$$\text{④10kg当たりのごみ処理費用} \times \text{⑤手数料設定割合} = \text{⑥現行のごみ処理手数料単価}$$

$$\text{④296円} \times \text{⑤0.5} = 148\text{円} \div \text{⑥150円}$$

内訳

$$\text{④10kg当たりのごみ処理費用} = 296\text{円}$$

$$\text{④} = 1\text{kg当たりのごみ処理費用} 29.6\text{円} \times 10\text{kg} = 296\text{円}$$

$$\text{⑤手数料設定割合} = 50\%$$

持ち込みごみと収集ごみの比率から算出

平成10年から平成13年の1kg当たりの処理費用の実績は、下記の通り

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	平均
持ち込みごみの処理量	6,466	9,366	9,462	9,179	8,618
収集ごみの処理量	20,466	21,235	21,348	21,530	21,145
比率※ ³	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5
				=	0.5

※3 収集ごみの処理量を1とした場合の持ち込みごみ比率(小数点第2以下切り上げ)

※上記の積算は、いずれも、施設の建設費、施設維持に必要な基幹改良工事費、基幹改良工事実施に係る撤去費、起債利子償還額、ごみの収集運搬費用が含まれておりません。建設費等を含めたごみ処理費用は別添参考資料をご参照ください。

確認資料

ごみ処理費用およびごみ処理量のまとめ

		⑦ごみ処理費用※1 (単位:千円)	⑧ごみ処理量※2 (単位:トン)				⑨1kgあたりのごみ処理費用 (⑨=⑦/⑧) (単位:円)	①10kgあたりのごみ処理費用 (①=⑨×10) (単位:円)
			家庭系収集ごみ	有料持込ごみ	その他	合計		
平成26年度	可燃ごみ	624,698	13,997	6,411	35	20,443	30.56	305.58
	埋立ごみ	211,817	1,411	75	297	1,783	118.82	1188.21
	合計	836,515	15,408	6,486	332	22,226	37.64	376.37
平成27年度	可燃ごみ	567,036	13,453	6,629	50	20,132	28.17	281.66
	埋立ごみ	183,631	1,291	64	194	1,549	118.53	1185.32
	合計	750,667	14,744	6,693	244	21,681	34.62	346.23
平成28年度	可燃ごみ	567,036	13,141	6,564	27	19,732	28.74	287.37
	埋立ごみ	158,101	1,216	67	181	1,464	108.03	1080.29
	合計	725,137	14,357	6,631	208	21,196	34.21	342.12
平 均	可燃ごみ	439,693	10,148	4,901	28	15,077	22	219
	埋立ごみ	184,516	1,306	69	224	1,598	115	1,151
	合計	770,773	14,836	6,603	261	21,701	35.49	354.91
							≒36	≒360

※1 粗大ごみ、資源ごみに係る経費及び基幹改良工事費用は除く

※2 別途手数料を徴収している粗大ごみ、手数料の徴収対象外の資源ごみは除く

処理費用と受益者負担の状況(平成28年度分)

参考資料1

① 燃やすごみの状況

処理費用の内訳

維持管理や処理に係る費用

9億1,750万円

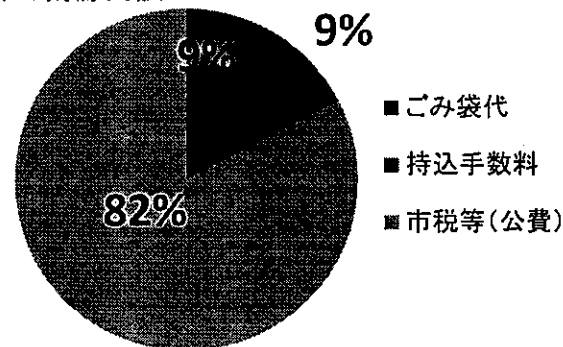
収集運搬に係る費用

2億1,008万円

合 計

11億2,758万円

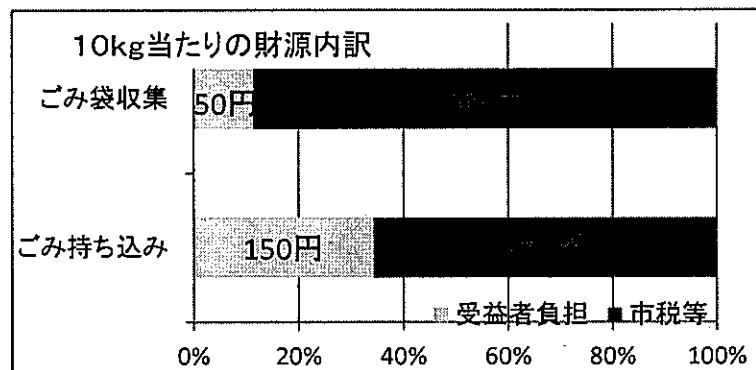
燃やすごみの財源内訳



1年間の処分量 20,988トン

10kg当たりの処理費用 (収集運搬費用除く) 437円

(収集運搬費用含む) 537円



※ごみ袋収集は、30ℓ袋1枚に6kg入ると仮定した場合

② 埋立てごみの状況

処理費用の内訳

維持管理や処理に係る費用

1億2,373万円

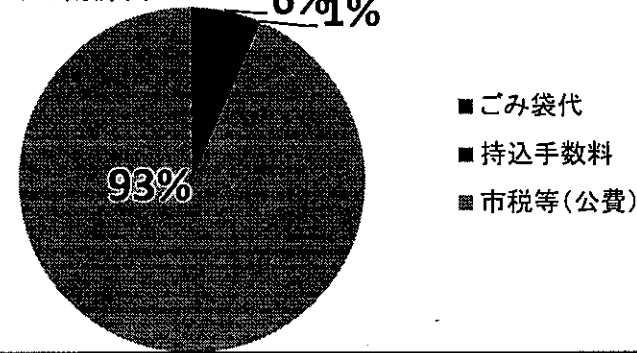
収集運搬に係る費用

3,552万円

合 計

1億5,925万円

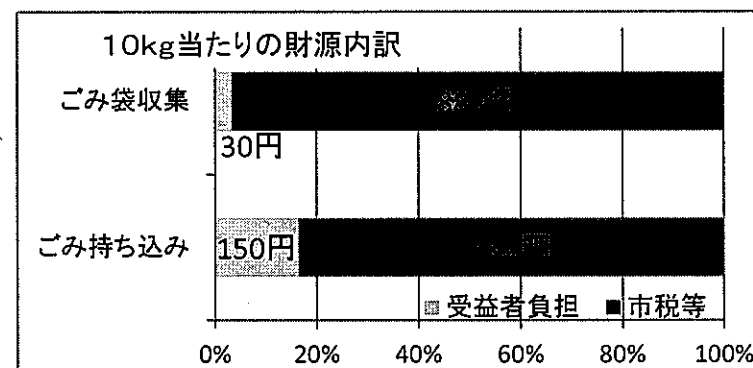
埋立てごみの財源内訳



1年間の埋立量 1,356トン

10kg当たりの処理費用 (収集運搬費用除く) 912円

(収集運搬費用含む) 1174円



※ごみ袋収集は、30ℓ袋1枚に10kg入ると仮定した場合

③ 資源ごみの状況

処理費用の内訳

資源化の委託や処理に係る費用

1,761万円

収集運搬に係る費用

8,377万円

合 計

1億138万円

※資源ごみについては、受益者負担を一切徴収していません。

1年間の資源化量 4,509トン

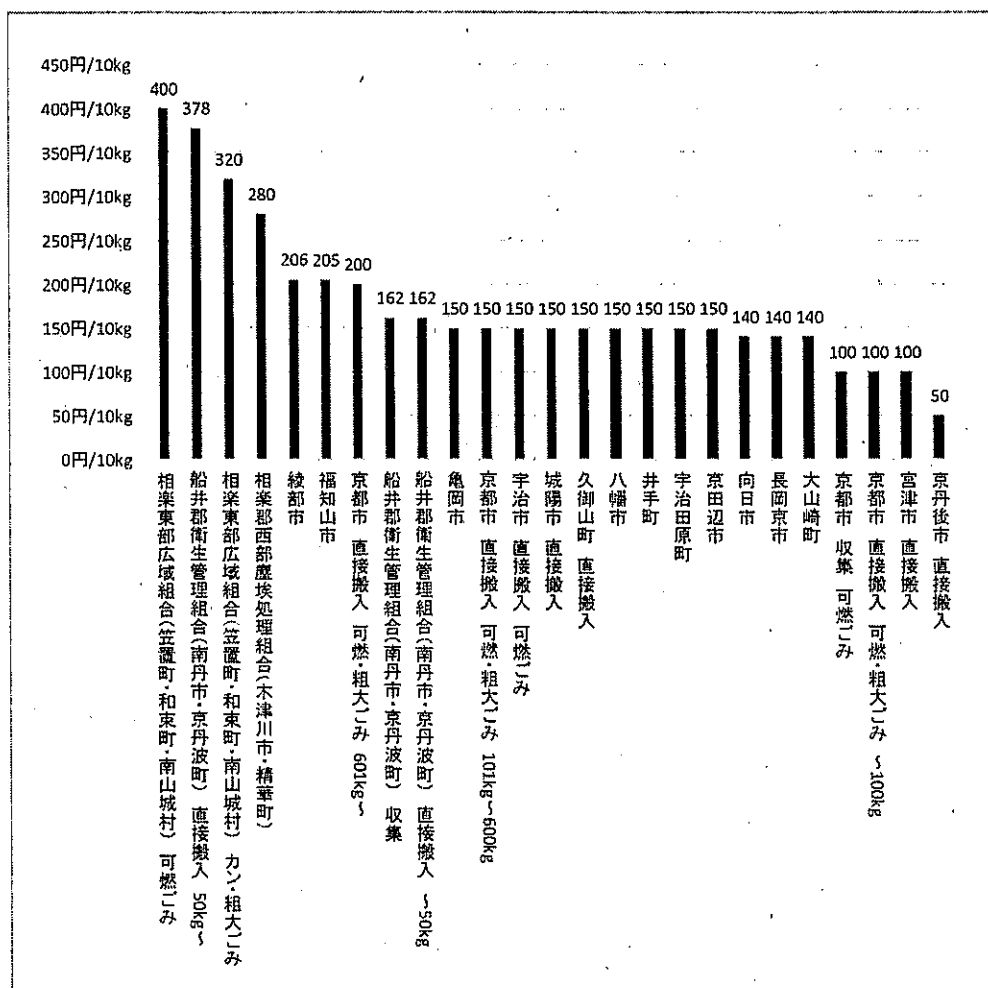
10kg当たりの処理費用 (収集運搬費用除く) 39円

(収集運搬費用含む) 225円

(参考資料2)

他市町村との比較

・亀岡市の現行のごみ処理手数料は10kgあたり150円です。近隣の自治体の処理手数料と比較すると、京都市とは、条件によって高い場合と低い場合があります。一方、亀岡市より北部の自治体と比べると、単価が安くなっています。



京都府内の各自治体における事業系一般廃棄物の処理手数料

平成30年3月1日（木）開催

環境厚生常任委員会 資料

- 1 亀岡市いきいき長寿プラン（亀岡市高齢者福祉計画・第7期亀岡市介護保険事業計画）について
 - （1）市民意見（パブリックコメント）募集結果について 【資料1】
 - （2）介護保険サービスの見込量と介護保険料算定について 【資料2】

健康福祉部
高齢福祉課

意見募集結果公表資料(個別案件用)

案件名	亀岡市いきいき長寿プラン (亀岡市高齢者福祉計画・第7期亀岡市介護保険事業計画)	公表日	平成30年2月20日
上記案件について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。 お寄せいただいたご意見及びこれに対する亀岡市の考え方を以下のとおり公表いたします。			
意見募集期間	平成29年12月25日(月)～平成30年1月22日(月)	意見数	5件
意見の要旨	亀岡市の考え方		
亀岡市内で行われている現行の健康教室等でフレイル予防を提唱して取り組めば、各健康教室等がより一層有効な内容となり、受講者のモチベーションを高めることになると考える。フレイルの予防は、介護状態を改善でき、介護保険の費用を減少できる。担当者が、フレイルのメカニズムへの理解を高めるため、専門講師による研修が求められる。担当者が理解を深め、元気高齢者が増えることを願う。 ※フレイルとは、厚生労働省研究班の報告では「加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」とされている。	高齢福祉課では、高齢者がいつまでも元気に生活できるよう、出張型介護予防教室を実施し、①運動②栄養③口腔④認知⑤その他(介護予防全般、熱中症予防など)の内容で保健師や理学療法士等専門職が講座を行っています。 近年、老年医学の分野で「フレイル(虚弱)」の概念が注目されています。フレイル予防のための身体活動量を増やすことや低栄養状態の改善などの視点も、今後に向けて必要な研究を行っていきます。		
■37ページについて 現在、ご本人や家族様、ケアマネジャーの意識が低く、現状維持でよいと思われる方が多いように感じます。例えば、介護施設の利用を開始すると自宅では入浴しなくてもよくなった、他所へ出かけることが少なくなったと言われる方が多数おられます。理由は、事故防止はもちろんですが、出来るようになるとサービスを利用できる回数が減るためです。施設を利用することで友達が出来たり、介護負担が軽減されることはいいのですが、施設利用に依存してしまい、自立へ向けて積極的に活動したい、活動してほしいと思わないことが問題だと思います。 要支援の方やこれから認定調査を受けられる方には、自身が要支援であり、自助力向上のため介護保険を利用するという認識を持ってしっかりと説明しておく必要があると思います。 また、介護保険制度改正に伴う亀岡市の動きは決して早いとは思えません。現在介護施設を利用されている方も理解が難しいですし、従事している者も制度の説明が困難で今後が不安です。	介護保険の適正な利用に向けては、利用者、事業者等の介護保険制度に対する認識が重要になります。 事業者、専門職に対する介護予防の基本理念や重度化防止の啓発等に関してプラン内に記載しています。市民に対しては、ご意見を参考に追記します。 また、介護保険制度改正について、研修等の開催を通じ事業者等へ周知を図ります。		

意見の要旨	亀岡市の考え方
■38ページについて 医療・保健・福祉の専門職が短期集中的に介入するとのことですが、人手不足の中では、要介護状態の方への対応が不十分になる可能性が高いため、十分工夫をする必要があると思います。そのためにも効果的で無駄のない介護予防ができるよう亀岡市が行う総合事業の詳しい内容を分かりやすく提示していただきたいと思います。	短期集中的に介入する際は、事業所と協議して出務回数に決まりは設けず、可能な範囲で人材を派遣してもらうよう対策しています。 また、対象者が要支援状態から自立になることで、真に要介護の専門的なサービスを必要とする人に適切なサービスが提供できるようになっていくのではないかと考えています。 亀岡市が行う総合事業については、図等の分かりやすい形式で記載します。
認定調査をしっかりと行い、その人に合った介護度を出してほしいです。	認定調査は、その人がどのくらいの介護を必要とするかを判定するための根拠となる重要な調査です。そのため、調査のチェック項目については厚労省が示す定義に従うこととされ、チェック項目に伝えきれない介護の手間については、特記事項として詳しく記述することになっています。今後もより一層、適正な認定結果が得られ、真に、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供できるよう努めていきます。
3～5軒ほどの小さな輪(隣組)でお互いを支えあい、出来ないことはいつでも相談できることが当たり前の亀岡市になればいいと思います。そのために、福祉施設(24時間対応可能)にさえ電話すれば、どこにでも連絡してくれるというわかりやすい窓口になればいいなと思います。	本市においては平成29年度から町、区単位で「集いの場(居場所)」の把握を行っています。今後、活動の担い手の発掘も含めて「集いの場(居場所)」の把握を行い、ご近所や仲間ですべて相談できることが当たり前の亀岡市を目指します。 また、身近な相談窓口として、地域包括支援センターの周知を図り、どの福祉施設に相談しても地域包括支援センター等に連絡がつながるよう事業者に対しても啓発を行うことを記載します。

亀岡市いきいき長寿プラン（抜粋） （素案）

第 5 章 介護保険サービス

平成 3 0 年 2 月

亀 岡 市

第5章 介護保険サービス

1 人口及び要介護認定者数の推計

(1) 将来人口（高齢者人口）の推計

第7期介護保険事業計画の基礎となる平成32年度までの人口は、平成27年から平成29年の10月1日現在の住民基本台帳人口を基に推計を行いました。

総人口は減少傾向で推移する一方、65歳以上の高齢者人口は増加し、平成32年には26,573人、高齢化率は30.1%となり、また、平成37年には27,489人、高齢化率は32.2%に達するとともに、75歳以上の後期高齢者数が65歳から74歳の前期高齢者数を大きく上回ることが予測されます。

【高齢者人口の将来推計】

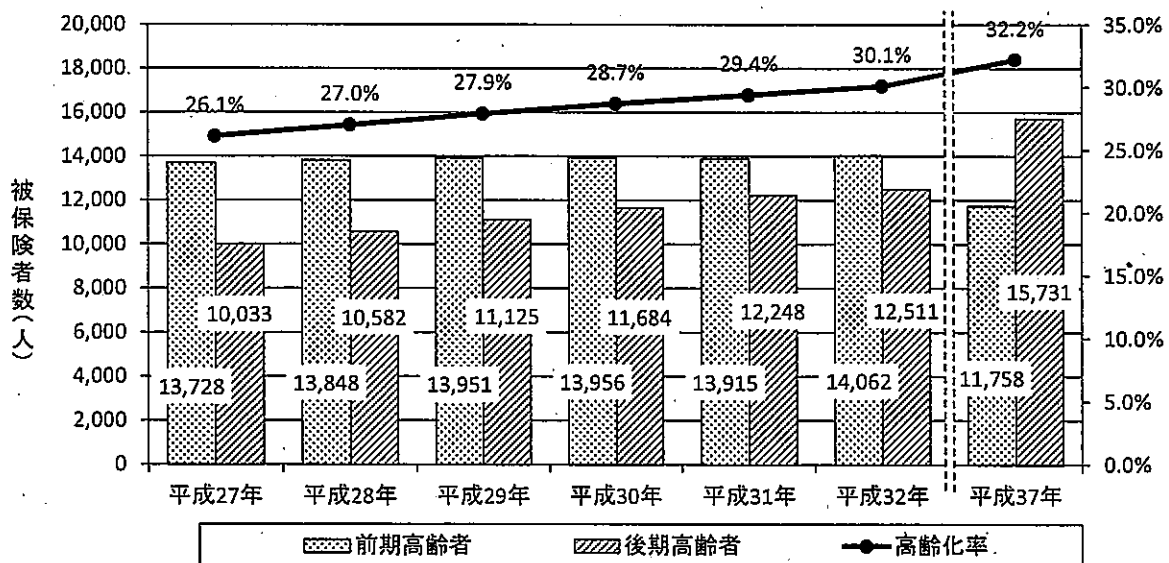
(単位：人)

	人口			推計人口			
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
総人口	91,092	90,502	89,886	89,402	88,925	88,385	85,279
40～64歳	30,518	30,209	29,883	29,649	29,338	29,072	28,061
65歳以上	23,761	24,430	25,076	25,640	26,163	26,573	27,489
65～74歳	13,728	13,848	13,951	13,956	13,915	14,062	11,758
75歳以上	10,033	10,582	11,125	11,684	12,248	12,511	15,731
高齢化率 (%)	26.1%	27.0%	27.9%	28.7%	29.4%	30.1%	32.2%

資料： 亀岡市

実績値は、各年10月1日現在の住民基本台帳人口

推計値は、平成22年～26年の人口を基にしたコーホート変化率法による数値



(2) 要介護（支援）認定者数の推計

要介護（支援）認定者数の推計にあたっては、将来人口推計をもとに、平成27年から平成29年の10月1日現在の要介護（支援）認定者数の実績及び伸び率を踏まえ、予測しています。

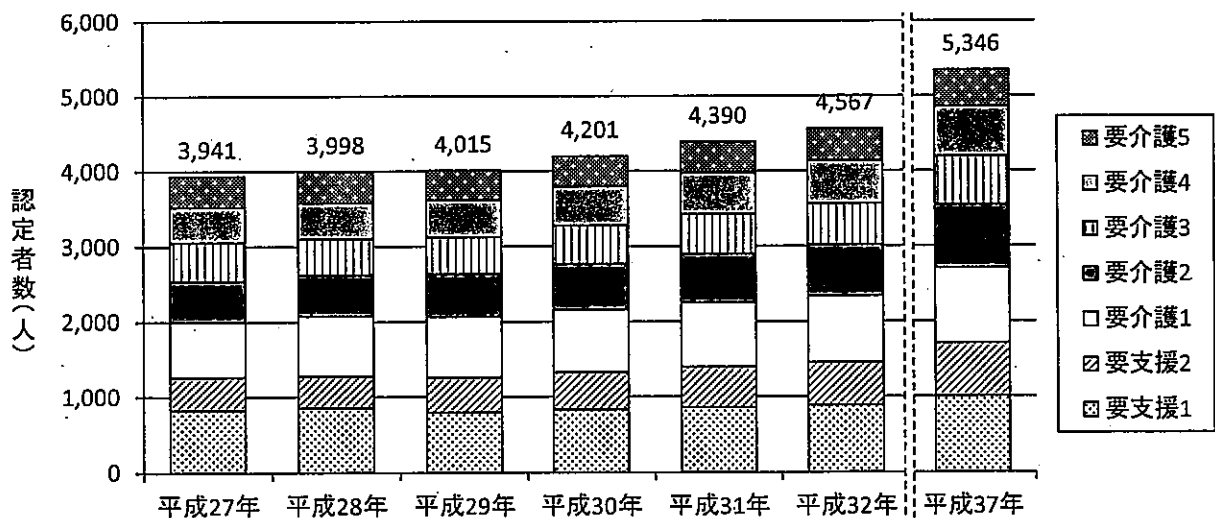
【要介護（支援）認定者数の見込み】

(単位：人)

	第6期(実績)			第7期(推計)			
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
要支援1	824	859	798	830	859	887	1,005
要支援2	439	417	461	497	534	569	701
要介護1	733	800	806	831	855	881	1,002
要介護2	546	545	571	609	648	682	843
要介護3	513	483	489	510	532	549	645
要介護4	473	475	495	522	548	570	660
要介護5	413	419	395	402	414	429	490
計	3,941	3,998	4,015	4,201	4,390	4,567	5,346

(各年10月時点)

資料： 亀岡市



2. 介護保険サービスの今後の整備に係る考え方

(1) 基本的事項

- ・第6期事業計画のサービス供給見込みを継承します。

(2) 施設系サービス

- ・第7期事業計画では新たな施設の整備は見込みません。

(3) 居宅系サービス

- ・訪問系サービス、地域支援事業との連携を図りながら進めます。

(4) 地域密着型サービス

- ・地域密着型サービスについては以下の整備を想定します。

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ・第7期事業計画に地域密着型介護老人福祉施設（小規模な特別養護老人ホーム）1か所の整備を想定します。

○ 整備などの計画

地域密着型介護老人福祉施設：平成32年度より29人

単位：か所

	現状値	推計値		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0	1

■小規模多機能型居宅介護

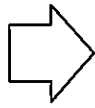
- ・第7期事業計画に1か所の整備を想定します

○ 整備などの計画

小規模多機能型居宅介護：平成32年度より登録29人、通所介護18人、訪問介護・泊り若干人

単位：か所

	現状値
	平成29年度
小規模多機能型居宅介護	7



推計値		
平成30年度	平成31年度	平成32年度
7	7	8

■認知症対応型共同生活介護

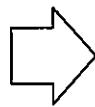
- ・第7期事業計画で1か所を整備します。なお、立地する周辺住民との協働を重視した指導を行います。

○ 整備などの計画

認知症対応型共同生活介護：平成32年度より18人（2ユニット）

単位：か所

	現状値
	平成29年度
認知症対応型共同生活介護	9



推計値		
平成30年度	平成31年度	平成32年度
9	9	10

（5）その他

・共生型サービス提供事業所の指定

障がいのある子どもと高齢の親が、親の介護が必要になっても共に生活ができること、また、障がい者が高齢になっても、住み慣れた施設で暮らし続けられること等を目的に、平成29年6月の介護保険法改正で、介護保険と障害福祉両方の制度が利用できる共生型サービスが創設されました。

地域共生社会の実現に向けて、共生型サービス提供事業所の指定について、国の動向に沿って適切に推進します。

3 介護保険サービスの見込量

(1) 介護給付の方針と目標及び見込量

【居宅サービス】

居宅サービス全体としては要介護（支援）認定者数の増加率（計画期間内増加率 10.8%）に対する利用者数及び回数の増加率を全体平均約 11.1% とし、これまでのサービス利用の増加率からの対応サービスの見込を見込量として設定し、このサービスの確保を目標としています。

なお、通所介護及び通所リハビリテーションについては、提供基盤が充実しており積極的なサービス誘導は行いません。

また、福祉用具貸与については、見える化を徹底し、貸与価格のばらつきを抑制するとともに、適正価格での貸与確保を図ることを目標とします。

[介護給付]

サービス	単位	第 7 期			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
訪問介護	回/年	167,788	198,580	232,660	293,251
	人/年	6,756	7,308	7,884	9,300
	給付費	471,709	557,539	652,444	819,504
訪問入浴介護	回/年	2,938	3,649	4,230	5,234
	人/年	588	732	852	1,056
	給付費	35,113	43,635	50,564	62,576
訪問看護	回/年	18,048	20,692	23,676	28,500
	人/年	2,604	2,928	3,264	3,888
	給付費	106,058	121,330	138,572	165,886
訪問リハビリテーション	回/年	7,482	8,675	9,856	12,875
	人/年	780	864	936	1,152
	給付費	22,955	26,681	30,366	39,772
居宅療養管理指導	人/年	3,204	3,636	4,080	4,980
	給付費	25,642	29,116	32,676	39,891
通所介護	回/年	71,345	77,221	82,777	99,775
	人/年	7,644	8,040	8,412	9,888
	給付費	574,900	625,065	672,636	808,828
通所リハビリテーション	回/年	32,552	35,147	37,666	44,681
	人/年	4,080	4,344	4,572	5,388
	給付費	283,044	308,489	332,947	394,373

サービス	単位	第7期			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
短期入所生活介護	日/年	35,317	40,156	45,050	55,082
	人/年	3,036	3,240	3,420	3,960
	給付費	297,443	338,798	380,688	462,161
短期入所療養介護	日/年	1,872	2,158	2,454	3,145
	人/年	288	324	360	456
	給付費	20,004	22,948	25,973	33,022
福祉用具貸与	人/年	12,000	13,116	14,208	17,016
	給付費	176,071	193,104	209,324	245,971
特定福祉用具購入費	人/年	252	264	288	360
	給付費	6,853	7,149	7,710	9,651
住宅改修費	人/年	252	276	336	384
	給付費	15,360	16,914	20,905	23,291
特定施設入居者生活介護	人/年	180	192	204	252
	給付費	38,151	41,900	46,173	57,347
居宅介護支援	人/年	17,592	18,612	19,548	22,896
	給付費	243,884	258,677	272,121	317,856

※給付費は年間累計の金額（千円）

※人/年は月当たりの利用者数の累計

[介護予防給付]

サービス	単位	第7期			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護予防訪問入浴介護	回/年	122	212	241	360
	人/年	24	36	36	48
	給付費	1,006	1,746	1,983	2,960
介護予防訪問看護	回/年	3,485	4,267	5,314	6,991
	人/年	552	624	720	888
	給付費	15,820	19,423	24,277	31,976
介護予防訪問リハビリテーション	回/年	600	799	806	922
	人/年	72	96	96	108
	給付費	1,780	2,365	2,386	2,732
介護予防居宅療養管理指導	人/年	336	396	468	624
	給付費	2,643	3,118	3,688	4,920
介護予防通所リハビリテーション	人/年	1,176	1,248	1,308	1,572
	給付費	39,250	41,799	44,075	53,689

サービス	単位	第7期			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
介護予防短期入所生活介護	日/年	997	1,484	2,070	2,791
	人/年	132	156	180	216
	給付費	6,243	9,349	13,084	17,664
介護予防短期入所療養介護	日/年	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0
	給付費	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/年	4,224	4,824	5,448	6,996
	給付費	28,579	32,715	37,026	47,674
特定介護予防福祉用具購入費	人/年	132	144	156	180
	給付費	2,940	3,210	3,472	4,004
介護予防住宅改修費	人/年	192	192	216	240
	給付費	13,874	13,874	15,540	17,206
介護予防特定施設入居者生活介護	人/年	12	12	12	12
	給付費	664	664	664	664
介護予防支援	人/年	8,784	9,396	9,996	12,024
	給付費	40,760	43,609	46,383	55,769

※給付費は年間累計の金額（千円）

※人/年は月当たりの利用者数の累計

【地域密着型サービス】

地域密着型サービスは、地域で生活する高齢者数の増加が今後も増加すると予測していることから、高齢者人口のそれぞれの地域での伸び率に対応し、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の基盤整備を現在配置のかかっている地域を中心に、各1カ所の事業誘導に努めます。

また、地域生活を続けながらも安心して日常生活上の支援や介護が受けられる地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム））1カ所の整備についても、市域全体のバランスとニーズをみながら誘導に努めます。

[介護給付]

サービス	単位	第7期			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年	24	24	24	24
	給付費	6,296	6,299	6,299	6,299

サービス	単位	第7期			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
夜間対応型訪問介護	人/年	0	0	0	0
	給付費	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回/年	3,604	3,619	3,929	4,822
	人/年	312	312	336	408
	給付費	42,919	43,109	46,826	57,398
小規模多機能型居宅介護	人/年	1,512	1,656	1,872	2,316
	給付費	257,186	281,136	322,975	396,668
認知症対応型共同生活介護	人/年	1,044	1,164	1,260	1,620
	給付費	270,592	302,354	327,641	421,171
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/年	0	0	0	0
	給付費	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/年	0	0	0	348
	給付費	0	0	0	89,731
看護小規模多機能型居宅介護	人/年	0	0	0	0
	給付費	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回/年	10,262	11,161	12,064	15,066
	人/年	1,212	1,260	1,308	1,560
	給付費	70,602	77,319	84,349	106,225

※給付費は年間累計の金額（千円）

※人/年は月当たりの利用者数の累計

[介護予防給付]

サービス	単位	第7期			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
介護予防認知症対応型通所介護	回/年	80	95	109	124
	人/年	12	12	12	12
	給付費	742	876	1,009	1,142
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/年	228	240	252	300
	給付費	14,466	15,528	16,583	19,875
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/年	0	0	0	0
	給付費	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額（千円）

※人/年は月当たりの利用者数の累計

【施設サービス】

施設サービスについては、現在亀岡市内の高齢者数の増加率（102％）に加え、京都府の第8期医療計画との整合性に対応出来る整備が図れています。

また、住み慣れた地域における医療・介護の充実を目指していることから、第7期においては、現状を維持し動向を注視することとします。

また、平成30（2018）年度から新たに創設される施設として「日常的な医療管理が必要な重度介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能の「生活施設」としての機能を兼ね備えた「介護医療院」についても、京都府の第8次京都府高齢者健康福祉計画（京都府高齢者居住安定確保計画）及び京都府保険医療計画との整合性を図りながら地域ニーズの確認を行うと共に、必要な検討を行うこととします。

サービス	単位	第7期			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護老人福祉施設	人/年	4,752	4,752	4,752	4,752
	給付費	1,255,349	1,255,911	1,255,911	1,255,911
介護老人保健施設	人/年	4,044	4,044	4,044	5,208
	給付費	1,165,336	1,165,858	1,165,858	1,526,174
介護療養型医療施設(転換施設)	人/年	768	768	768	0
	給付費	273,609	273,732	273,732	0
介護医療院	人/年	0	0	0	1,344
	給付費	0	0	0	484,601

※給付費は年間累計の金額（千円）

※人/年は月当たりの利用者数の累計

4 地域支援事業

(1) 地域支援事業費の見込み

亀岡市においては、平成29年度から整備を行っている地域支援事業における各種事業については、真に専門性を必要とする方に対する「介護予防・日常生活支援総合事業」を第7期計画期間における要支援者の増加率（約105%）に合わせた自然増数として見込むこととしています。なお、出来る限り住み慣れた地域での生活を維持していただくための介護予防事業、一般介護予防事業等により積極的に取り組むこととします。

また、「包括的支援事業・任意事業」についても地域包括支援センターの機能強化・地域包括ケア会議の開催並びに生活支援体制整備・認知症施策の推進により、それぞれに対し「施策の展開」で掲げた事業目標の達成を図ります。

単位：千円

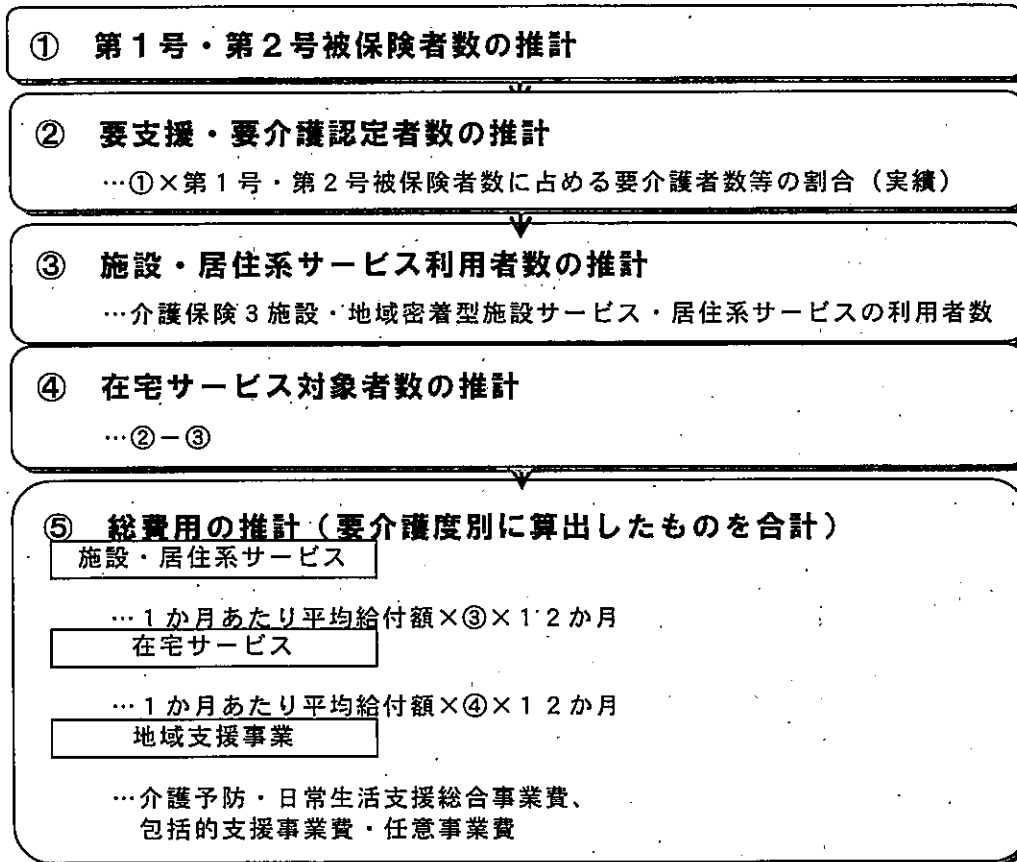
サービス	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防・日常生活支援総合事業	230,805	243,041	255,927	331,353
包括的支援事業、任意事業	164,436	165,238	166,412	200,778
計	395,241	408,280	422,338	532,131

5 第1号被保険者の介護保険料の設定

.....

(1) 介護保険料算定の流れ

予防給付・介護給付サービス見込量算定の流れ



(2) 第6期計画からの変更点

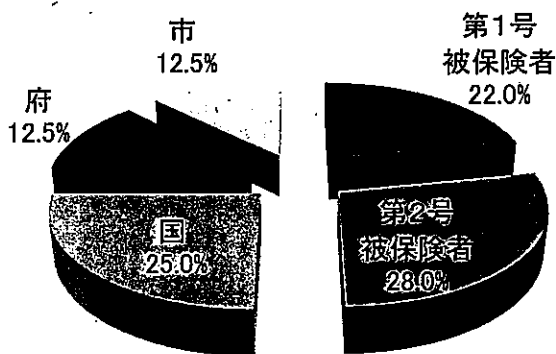
保険料基準額の算定にあたり、第6期事業計画からの変更点は以下のとおりです。

① 第1号被保険者及び第2号被保険者の負担割合

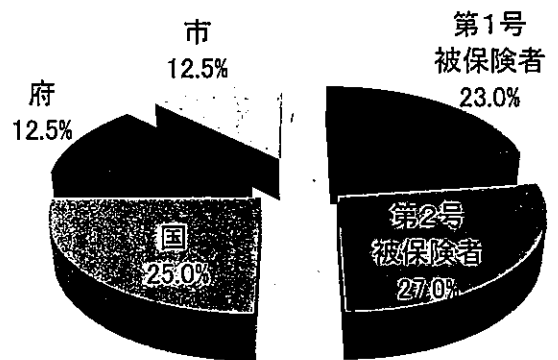
平成30年度から平成32年度までの負担割合は、第1号被保険者が22.0%から23.0%へ、第2号被保険者が28.0%から27.0%へ変更になりました。

■ 給付費の負担割合

第6期 (平成27年度～平成29年度)



第7期 (平成30年度～平成32年度)



② 費用負担の公平化

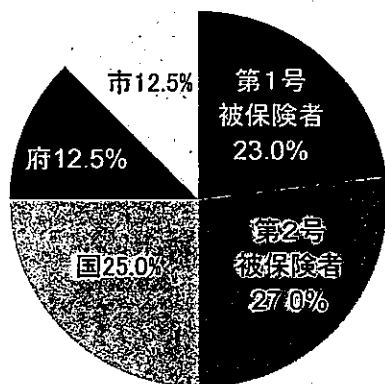
第1段階の保険料率軽減が引き続き行われるとともに、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が3割に引き上げられました。

③ 介護報酬の改定

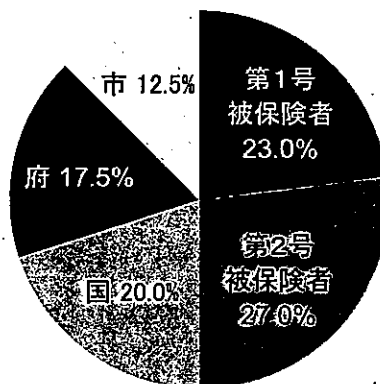
平成30年4月から介護報酬が改定されることとなり、改定率は+0.54%となっています。

(3) 介護保険の財源

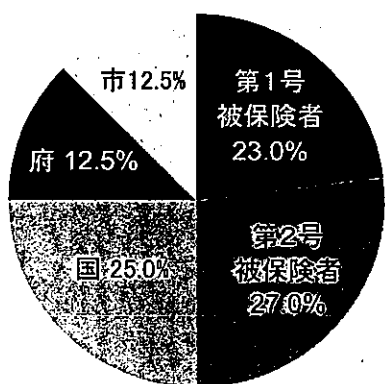
【施設給付以外】



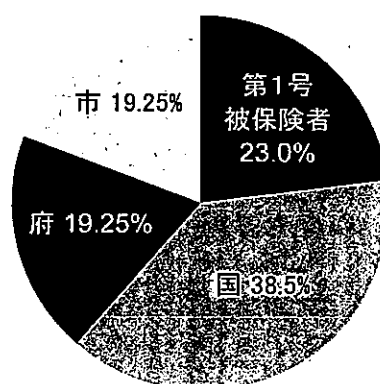
【施設給付】



【介護予防・日常生活支援総合事業】



【包括的支援事業、任意事業】



(4) 第1号被保険者保険料算定の考え方

第7期(平成30年度から平成32年度)における65歳以上の介護保険料は、以下の考え方により設定しました。

①多段階の保険料段階を設定します。

保険料段階については、第7期介護保険事業計画においても、引き続き、被保険者の負担能力に応じた保険料とするため、12段階の保険料段階とします。

【亀岡市の介護保険料の段階】

第6期 (平成27年度から平成29年度)				第7期 (平成30年度から平成32年度)			
段階			基準額 に対する割合	段階			基準額 に対する割合
第1 段階	市民税世帯非課税で 老齢福祉年金受給者及び生活 保護受給者 公的年金収入＋合計所得金額 が80万円以下		0.45	第1 段階	市民税世帯非課税で 老齢福祉年金受給者及び生活 保護受給者 公的年金収入＋合計所得金 額が80万円以下		0.45
第2 段階	本 人 を 含 め 世 帯 全 員 が 市 民 税 非 課 税	公的年金収入＋ 合計所得金額が 80万円超120万 円以下	0.675	第2 段階	本 人 を 含 め 世 帯 全 員 が 市 民 税 非 課 税	公的年金収入＋ 合計所得金額が 80万円超120万 円以下	0.675
第3 段階		公的年金収入＋ 合計所得金額が 120万円超	0.75	第3 段階		公的年金収入＋ 合計所得金額が 120万円超	0.75
第4 段階	本 人 が 市 民 税 で、 世 帯 の 中 に 市 税 者 が いる	公的年金収入＋ 合計所得金額が 80万円以下	0.90	第4 段階	本 人 が 市 民 税 で、 世 帯 の 中 に 市 税 者 が いる	公的年金収入＋ 合計所得金額が 80万円以下	0.90
第5 段階		公的年金収入＋ 合計所得金額が 80万円超	1.00	第5 段階		公的年金収入＋ 合計所得金額が 80万円超	1.00
第6 段階	本 人 が 市 民 税 課 税	合計所得金額が 120万円未満	1.20	第6 段階	本 人 が 市 民 税 課 税	合計所得金額が 120万円未満	1.20
第7 段階		合計所得金額が 120万円以上190 万円未満	1.40	第7 段階		合計所得金額が 120万円以上200 万円未満	1.30
第8 段階		合計所得金額が 190万円以上290 万円未満	1.50	第8 段階		合計所得金額が 200万円以上300 万円未満	1.50
第9 段階		合計所得金額が 290万円以上400 万円未満	1.60	第9 段階		合計所得金額が 300万円以上400 万円未満	1.60
第10 段階		合計所得金額が 400万円以上600 万円未満	1.80	第10 段階		合計所得金額が 400万円以上600 万円未満	1.80
第11 段階		合計所得金額が 600万円以上800 万円未満	2.00	第11 段階		合計所得金額が 600万円以上800 万円未満	2.00
第12 段階		合計所得金額が 800万円以上	2.20	第12 段階		合計所得金額が 800万円以上	2.20

②介護給付費準備基金を取り崩し、保険料を据え置きます。

介護給付費準備基金を取り崩し、保険料に充当することにより保険料を据え置きました。

(5) 保険料の設定

■標準給付費と地域支援事業費の見込み額

サービス	単位	第7期			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
介護給付費＋介護予防給付費(A)	千円	5,827,843	6,185,339	6,566,860	8,084,582
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額(B)	千円	2,406	4,039	4,511	5,501
消費税率等の見直しを勘案した影響額(C)	千円	0	75,100	161,477	198,628
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)(A)－(B)＋(C)	千円	5,825,437	6,256,400	6,723,826	8,277,709
特定入所者介護サービス費等給付額	千円	276,238	281,872	286,290	296,158
高額介護サービス費等給付額	千円	152,324	155,431	157,867	163,309
高額医療合算介護サービス費等給付額	千円	14,170	14,459	14,685	15,192
算定対象審査支払手数料	千円	5,763	5,880	5,972	6,178
合計【標準給付費】	千円	6,273,931	6,714,043	7,188,641	8,758,546

標準給付費＋地域支援事業費合計見込み額(平成30年度～平成32年度)

21,402,474千円

第1号被保険者負担分相当額(平成30年度～平成32年度：23%)

4,922,569千円

第1号被保険者負担分相当額	4,922,569千円
+) 調整交付金相当額	1,045,319千円
-) 調整交付金見込み額	672,525千円
-) 介護給付費準備基金取崩予定額	540,000千円

保険料収納必要額	4,755,363千円
----------	-------------

保険料収納必要額

4,755,363千円

÷

所得段階別加入割合補正後被保険者数

(基準額の割合によって補正した平成30年度～平成32年度までの被保険者数)

＝

基準月額 5,196円

(年額 62,352円)

6 保険料段階

第1号被保険者の所得段階別保険料は、被保険者の負担能力に応じたよりきめ細やかな所得段階区分設定を行います。

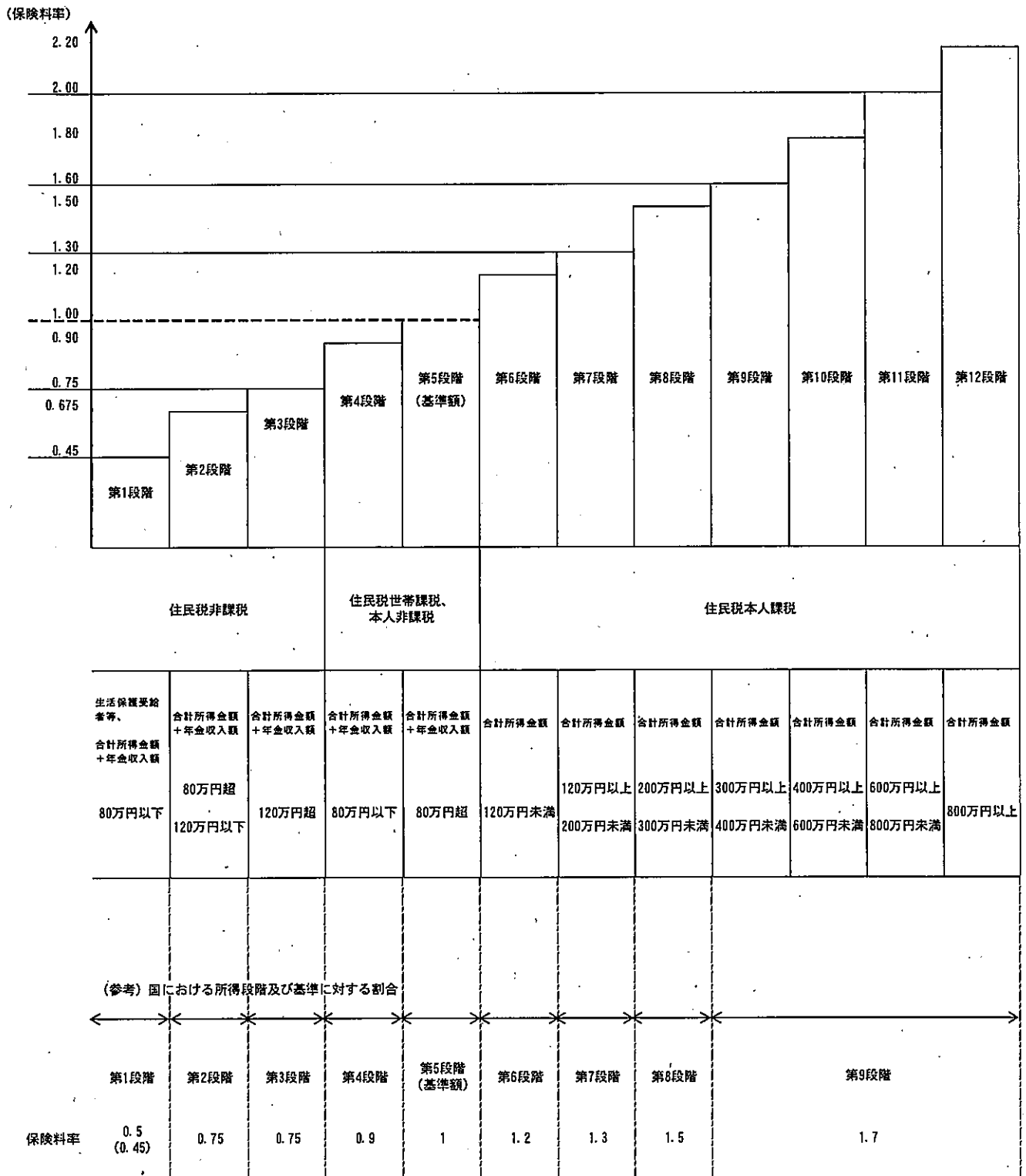
本市の第1号被保険者の介護保険料は次のようになります。

【介護保険料の段階】

第7期計画期間の区分			基準額に 対する 割合	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者 公的年金収入＋合計所得金額が80万円以下		基準額 ×0.45	2,338	28,056
第2段階	本人を含め世帯全員が市民税非課税	公的年金収入＋合計所得金額が80万円を超え、120万円以下	基準額 ×0.675	3,507	42,084
第3段階		公的年金収入＋合計所得金額が120万円を超える	基準額 ×0.75	3,897	46,764
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいる	公的年金収入＋合計所得金額が80万円以下	基準額 ×0.90	4,676	56,112
第5段階 (基準額)		公的年金収入＋合計所得金額が80万円を超える	基準額 ×1.00	5,196	62,352
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.20	6,235	74,820
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額 ×1.30	6,754	81,048
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額 ×1.50	7,794	93,528
第9段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満	基準額 ×1.60	8,313	99,756
第10段階		合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額 ×1.80	9,352	112,224
第11段階		合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額 ×2.00	10,392	124,704
第12段階		合計所得金額が800万円以上	基準額 ×2.20	11,431	137,172

*実際の納付額は年額の10円未満を切り捨てた額になります。

【介護保険料の段階図】



平成30年3月1日
環境厚生常任委員会

－ 提 出 資 料 －

沖縄県・今帰仁村の子育て世帯支援を通して考える

「こどもの貧困」対策 . . . こども未来課

- ・ レジューメ 1 頁
- ・ 配付資料 1 ～ 8 頁
- ・ パワーポイント 1 ～ 2 4 頁

健康福祉部こども未来課

出席者

亀岡市健康福祉部

子育て支援担当部長

辻村 修二

こども未来課長

森岡 浩之

こども未来課 家庭相談員

宮川 めぐみ

レジュメ

1. 沖縄県の「こどもの貧困」の概要
2. 今帰仁村の「こどもの貧困」と支援の概要
3. 「こどもの貧困対策」についての考察
急激に増えた「こどもの貧困対策」事業

私たちは「こどもの貧困対策」にどのように向き合えばいいのか。

- ・ 好事例
- ・ 必要（だと考える）視点
- ・ 課題点
- ・ 亀岡市では？
 - 亀岡市の 誰がどうなる姿 を描くのか？
 - 不足しているものは？
 - 地域資源は？

沖縄県における「子どもの貧困」の概要（「沖縄県子どもの貧困実態調査」より）

資料出所：『沖縄子どもの貧困白書』沖縄県子ども総合研究所、かもがわ出版 2018年

調査時期と対象・有効回答数

調査実施年月	対 象	調査対象者数(人)	有効回答率(%)
2015年10月	小学1年生保護者	1,778	68.0
	小学5年生保護者・児童	1,609	68.2
	中学2年生保護者・生徒	1,586	58.7
2016年11月	高校2年生保護者・生徒	7,289	59.1

注：①小・中学校調査は全体の約10%、高校調査は対象学年の50%を調査対象とした。
 ②有効回答率は保護者票と児童生徒票のつき合わせ可能なものとした。

困窮世帯の割合

	困窮世帯(%)
小学1年生	30.0
小学5年生	31.1
中学2年生	28.7
高校2年生	29.3

注：保護者票回答を使用し、世帯の等価可処分所得が122万円未満を困窮世帯として算出
 出所：沖縄県子ども生活福祉部「沖縄子ども調査」2016年
 沖縄県子ども生活福祉部「沖縄県高校生調査」2017年

データでみる沖縄① 社会

項目	単位	全国	沖縄県	順位
総面積	km ²	372,969.02	2,281.00	44
米軍基地施設面積割合	% (対総面積)	0.2710	10.0793	1
年平均気温	℃	15.3	23.1	1
総人口	人	127,110,047	1,434,138	25
平均年齢	歳	46.1	41.8	47
産業構造 (第1次産業構成比)	%	1.06	1.54	24
産業構造 (第2次産業構成比)	%	24.25	13.89	46
産業構造 (製造業構成比)	%	18.53	4.24	47
産業構造 (建設業構成比)	%	5.64	9.49	4
産業構造 (第3次産業構成比)	%	74.69	84.57	2
完全失業率	%	3.4	5.1	1
県民所得	千円(1人当)	3,065	2,102	47
月間現金給与総額	円	316,567	236,220	47
年間平均収入	万円(2人以上の世帯)	616	514	46
エンゲル係数	%(2人以上の世帯)	25.0	26.1	13
貯蓄年収比率	%(2人以上の世帯)	293.02	142.80	46
生活保護被保護世帯数	世帯(一般世帯千世帯 当たり月平均)	30.71	46.98	4
子どもの貧困率	%	16.3 ¹	29.9 ²	-

出所：沖縄県企画部統計課「100の指標からみた沖縄県のすがた 平成28年版」沖縄県統計協会、2016年

*1：厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査の概況」

*2：沖縄県子ども生活福祉部「沖縄子ども調査」2016年

P28

データでみる沖縄② 子ども・若者・学校

項目	単位	全国	沖縄県	順位
年少人口割合	% (15歳未満÷総人口)	12.8	17.5	1
合計特殊出生率	-	1.42	1.86	1
婚姻率	件 (千人当)	5.07	5.96	2
離婚率	件 (千人当)	1.75	2.51	1
母子世帯割合	%	1.46	2.72	1
保育所数	所	355.5	355.1	30
幼稚園就園率 ¹	%	53.46	78.16	1
高等学校進学率	%	98.54	96.42	47
大学等進学率 ²	%	54.49	39.83	47
女性の大学等進学率 ²	%	56.87	41.38	47
専修学校・各種学校数	校 (10万人当)	3.49	6.48	2
新規高校卒業就職希望者の就職率	%	97.7	87.2	47
新規高校卒業無業者比率	%	4.37	12.06	1
新規大学卒業無業者比率	%	10.30	22.98	1
高校卒男子初任給額	千円	163.4	139.9	47
高校卒女子初任給額	千円	156.2	136.3	47
大学卒男子初任給額	千円	204.5	171.7	47
大学卒女子初任給額	千円	198.8	170.1	46
パソコン所有数量	台 (千世帯当)	1,339	850	47

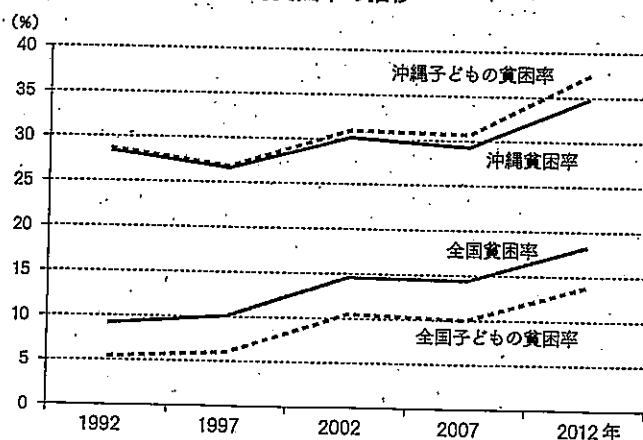
出所：沖縄県企画部統計課「100の指標からみた沖縄県のすがた 平成28年版」沖縄県統計協会、2016年

*1：幼稚園修了者数÷小学校入学者数

*2：大学・短期大学の通信教育部への進学者を含む

P84

● 沖縄と全国の相対的貧困率の推移

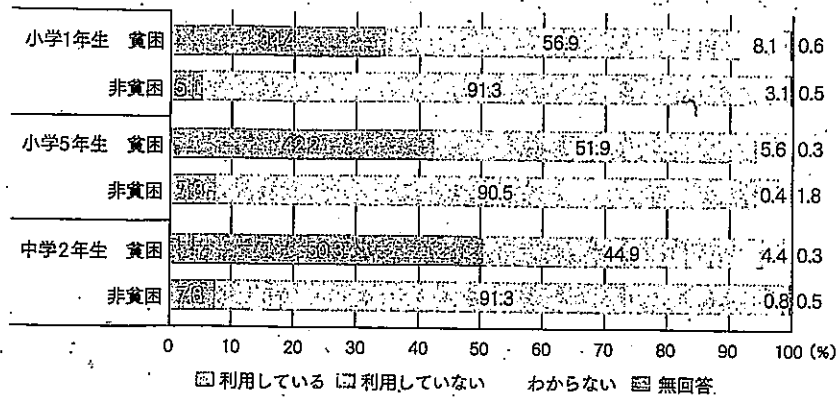


P258

出所：総務省「就業構造基本調査」(1992年、1997年、2002年、2007年)、厚生労働省「被保護者全国一斉調査」(1992年、1997年、2002年、2007年)、同「被保護者調査」(2012年)

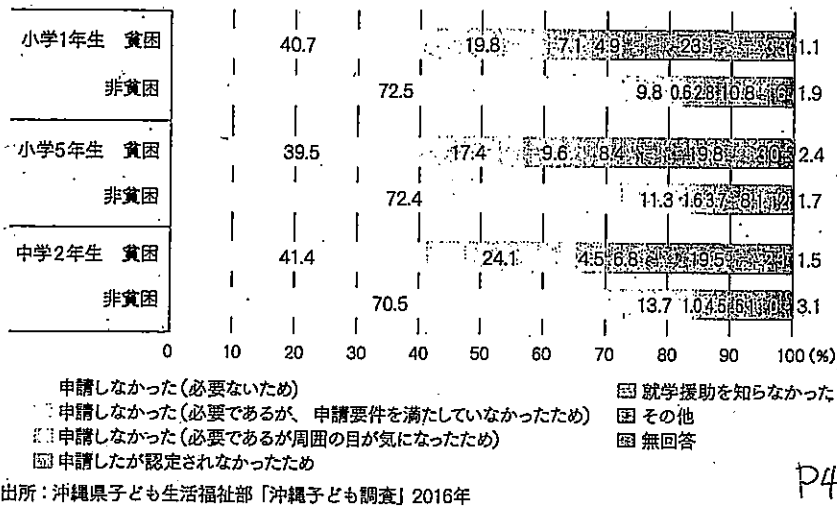
注：上記データを、戸室健作「(2016)『都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討』『山形大学人文学部研究年報』第13号」が加工・整理したものに基いて作成

◎ 就学援助の利用状況



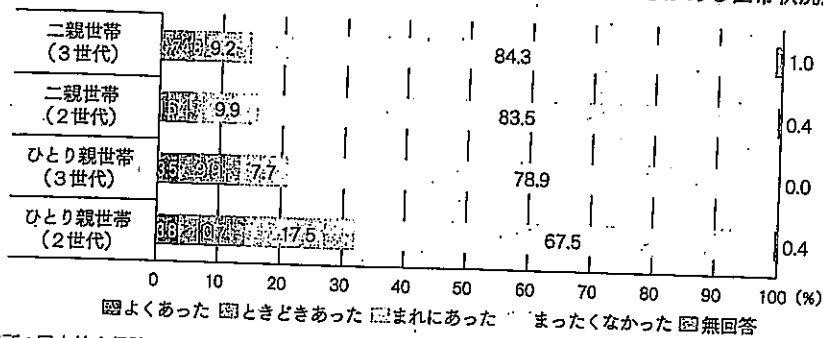
P39

◎ 就学援助を利用しなかった理由

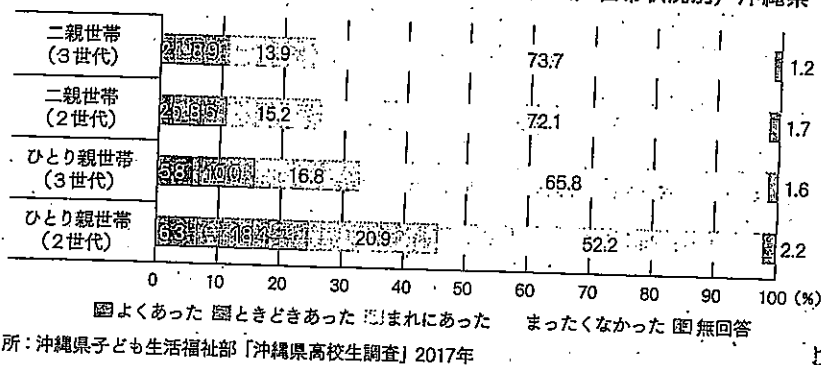


P40

◎ 過去1年間に食料を買えなかった経験 (20歳未満の子どもがある世帯状況別) 全国

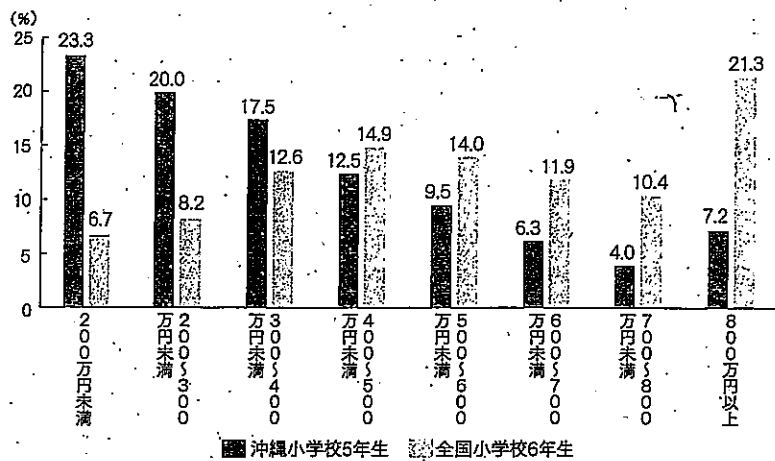


◎ 過去1年間に食料を買えなかった経験 (高校生/世帯状況別) 沖縄県



P38

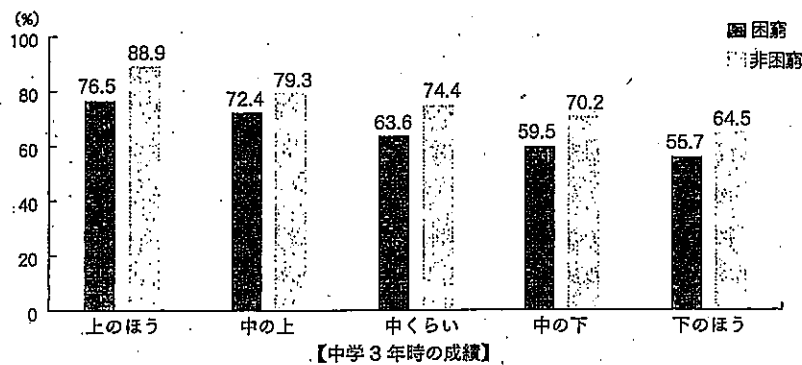
◎児童のいる世帯の世帯収入（小学校高学年）



出所：沖縄県教育委員会「沖縄県児童生徒の生活実態調査結果報告書」2013年10月
 国立大学法人お茶の水女子大学「平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」2014年3月

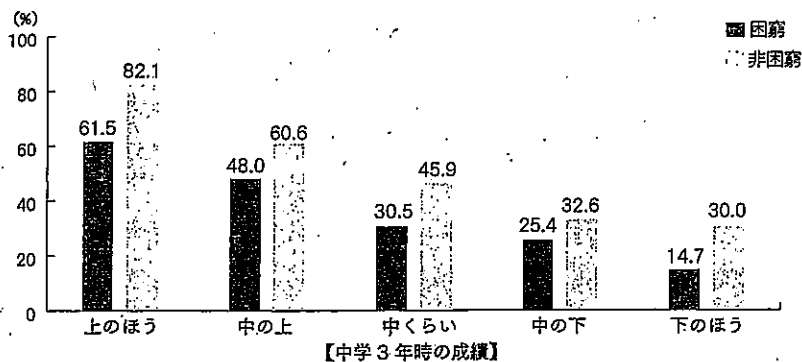
P33

◎保護者の（子どもに対する）進学（大学及び専修学校等を含む）希望の割合



出所：沖縄県子ども生活福祉部「沖縄県高校生調査」2017年

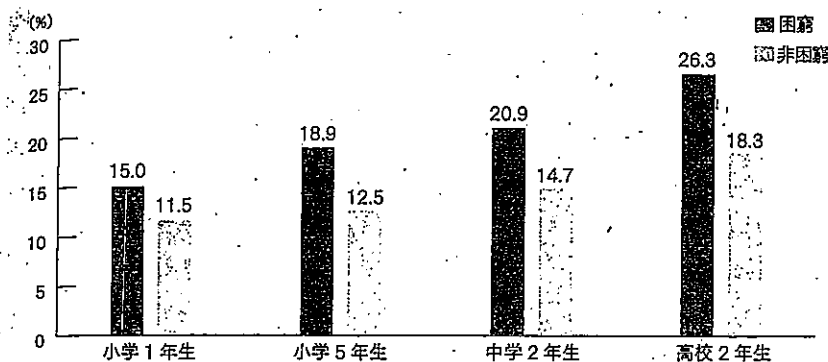
◎保護者の進学希望（四年制大学）の割合



出所：沖縄県子ども生活福祉部「沖縄県高校生調査」2017年

P74

◎相談できる知人友人の存在「あまりいない」「まったくいない」割合



注：ただし両年の調査はサンプル数の規模が異なる。2016年は各学年約1000程度、2017年は約3800。
 出所：以下より作成。沖縄県子ども生活福祉部「沖縄県子ども調査」2016年、同「沖縄県高校生調査」2017年

P71

2013年度1人当たり
市町村民所得

(所得の多い順)

市町村	所得 (千円)	県民所得との 比較 (%)	前年度 比(%)
北大東村	4,632	220.4	6
南大東村	3,373	160.5	6.8
嘉手納町	2,880	137	3.6
東嘉数村	2,753	131	10.8
渡嘉敷村	2,666	126.8	11.1
北谷町	2,600	123.7	3.9
与那国町	2,582	122.8	6.3
恩納町	2,441	116.1	7.7
那覇市	2,430	115.6	5.8
浦添市	2,317	110.2	3.9
渡名喜村	2,246	106.9	△1.6
竹富町	2,238	106.5	4.9
座間味村	2,208	105	2
石垣市	2,143	102	4
宜野座村	2,141	101.9	△2.1
伊是名村	2,082	99	7.2
豊見城市	2,067	98.3	3.4
伊江村	2,064	98.2	4.3
金武町	2,050	97.5	2.6
宜野湾市	2,037	96.9	3.5
南風原町	2,032	96.7	3.1
中城村	2,027	96.4	0.8
北中城村	2,007	95.5	2
西原町	1,997	95	3.3
多良間村	1,994	94.9	5.4
久米島町	1,991	94.7	5
宮古島市	1,959	93.2	4.4
名護市	1,943	92.4	5.1
沖縄市	1,938	92.2	3.2
読谷村	1,907	90.7	4
読谷町	1,884	89.6	2.3
糸満市	1,850	88	1.5
与那原町	1,848	87.9	1.8
八重瀬町	1,840	87.5	0.5
南城市	1,835	87.3	2.9
伊平屋村	1,735	82.5	3
本部町	1,716	81.6	4.5
うるま市	1,679	79.9	3.3
大宜味村	1,609	76.5	7.6
今帰仁村	1,421	67.6	2.9
県平均	2,102		4.1

県民所得4.1%増 210万円

13年度復帰後最高を更新

県企画部は3日、2013年度の市町村民所得の概要を発表した。1人当たりの市町村民所得(県民所得)は、前年度比4.1%増の210万2千円で復帰後最高を更新した。

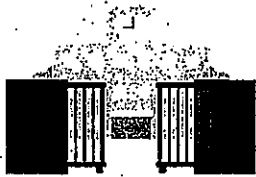
市町村別では、人口に占める就業者数の割合が高い北大東村が463万2千円で10年連続1位を記録。南大東村が337万3千円、嘉手納町が288万円で続いた。15市町村が県平均を上回った。

1人当たりの県民所得を生産は3.8%増の2兆100億として6地域別に見た所得水準は、那覇が115.6%で最高、北部が91.9%で最も低かった。地域域の差は前年度より1.3%拡大した。

市町村内純生産(県内純生産)は3.8%増の2兆100億となった。最も増加率が上がったのは製糖工場建設事業の影響を受けた伊是名村の80.3%。次いで東村の46.6%、伊平屋村の31.8%の順となっていた。3村ともに建設業が増加した。

7349億円となった。不動産業などで減少したが、建設業やサービス業で増加し、全体ではプラスとなった。32市町村が増加、9市町村で減少した。

今帰仁村の子どもたちが安心して
スクスク育ち、学べるようにお手伝いをします



学校の教職員の皆さんと連携して
子どもたちを支えていきたいとおもいます

毎日の子どもたちの様子・変化・家庭訪問・保護者とのやりとり等で、
心配かもしれない、と思ったら、お気軽にご連絡ください。

☆子ども応援支援専門員 宮川めぐみ (今帰仁村教育委員会 幼保連携室)

電話 : 0980-56-2645

ファックス : 0980-56-5274

たとえば・・・

- ・衣服・靴の様子 (何日も同じ? 小さすぎる 大きすぎる 季節に合わない)
- ・頭髮の様子 (洗っていない? とかしていない?)
- ・食事や食欲 (おなかを空かせている 給食をものすごくたくさん食べる
お弁当を持ってこない お弁当がごはんだけ)
- ・校納金の滞納
- ・提出物が提出されない
- ・体操服・学習用具・持ち物・部活の道具や部費などを準備できない
- ・朝、起きられない
- ・意欲の低下
- ・宿題や家庭学習の困難
- ・やせてきた・健診での結果・きになったこと
- ・けがや病気、虫歯等必要なときに、病院を受診していない
- ・夜間、家に保護者がいないかもしれない・深夜に帰宅など
- ・家庭訪問時の家庭の様子 (清潔・整頓・養育や家事の困り感・保護者の病気等)
- ・怒りっぽい・乱暴・情緒が不安定など

etc....

学校と連携しながら、家庭と一緒に、改善方法を探していきます
家庭訪問・支援機関へのつなぎなどを行います。



ご協力を、どうぞよろしくおねがいたします!



「自分の将来の夢を作文に書きましょう」

は、いつも何も書かずに提出する。

何になりたいか そんなこと考えたことないから

Q この子どもに、あなたはどのように対応しますか？

夕刻

未来を問われる作文は いつも白紙で提出で
何になりたいか そんなこと 考えたこともなかった
校舎を飛び出してみても いくあてもなく 液晶画面の中だけで 笑いあうふりをしていた

偶然通ったこの場所は いただきます が飛び交っていて
明日への不安を 少しだけ忘れることができた
夕暮れは 闇と孤独を連れてきて
家路へ向かう人たちと 月に背を向けて走り出した。

夢は 誰もが持てるものじゃない
「フツウに生きたい」 だけでは答えにならないの？

ここで覚えた卵焼き 焦げて失敗したけれど
あなたは OK サインをして 「おいしい」と笑っていたね
あなたと笑い合えることが こんなにも嬉しくて
「またね」で終わる1日が これからも続くといいな
「ひまって言わなくなったね」と言われてはじめて気がついた
鏡に映った自分を見て 別人かと驚いたんだ

夕刻にあなたと過ごすひとときが
暮れゆく空を友に変え 月は明日を連れてきた

夢は自然と持てるものじゃない
だから生まれたこの思い 大事にしたいよ

中略

夢は自然と持てるものじゃない
いくつかの条件が揃ったときに、生まれるものだと知った
いつか 完璧な目玉焼き作ってあげるから
待っててね

夕刻

作詞 : 金澤ますみ 作曲:菅野幸里 歌・ギター:菅野幸里

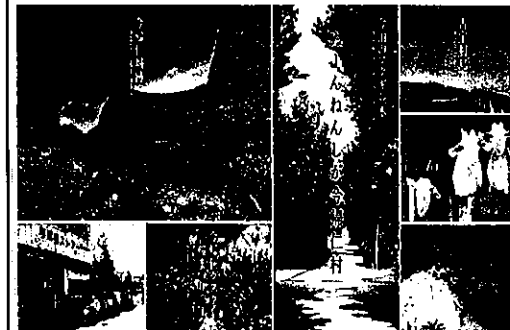
沖縄県・今帰仁村の 子育て世帯支援を通して考える 「こどもの貧困」対策

亀岡市こども未来課 家庭相談員
宮川めぐみ

沖縄県 今帰仁村

人口 9,488人
人口密度 232.3人/km²

(H30年1月末)
面積39.89km²



個別面談から見える現状

「なんとながっているのでは」と言われますが・・・

- ▶・借金（主に家族・知人から）をしながら家計を回す状況が常態化している
- ▶・校納金・部費、等々 お金を借りながら支払う。
- ▶・家賃・ライフライン（電気・水道・光熱費）は、止められる手前で、遅れながら支払う。
- ▶・国保・国民年金 分割払い 支払い厳しい
- ▶・病院受診を我慢する。子どもにも我慢させることがある。
- ▶・塾や習い事 は、させてあげたい。

負担が大きいとして、よく挙げられるもの

- ・学校に入学時の初期費用（制服・かばん・体操服・靴等）
- ・部費・部活のユニフォーム・道具類
- ・部活の練習試合の交通費 遠征費
- ・修学旅行費
- ・（毎年つくる）揃いのTシャツ
- ・一部自己負担のあるプログラムに応募したくても、我慢させている
- ・教材費 消耗品でない教材・教具は備品にして、貸出してもらえないだろうか。
- ・塾費用（行かない）（宿題や勉強を親がみるのは困難・・・）

苦しい生活の背景

- ▶ 低賃金（大人1人の月収10万円程度）・ダブルワーク
- ▶ 非正規雇用（社会保険がない場合も）・借金の返済
- ▶ ひとり親 若年出産 ・多子 ・養育費をもらえていない
- ▶ 低所得の背景
- ▶ そもそも時給が低い（未払い・給料遅払いも）・季節や気候による変動
- ▶ 子ども達それぞれの時間に合わせた日々の送迎のため、労働時間を抑
- ▶ 子どもたちの行事・用事・病気、けが、不審者等の際の対応で労働短
- ▶ 借金の理由
- ▶ 病院受診・入院費の一時負担ができずに時間が経過してしまったため、返付が受けられず、借金になってしまっている。
- ▶ 離婚時の弁護士費用 等 相談費用 ・日々の生活費

アプローチの方法

- ▶ 1. 必要な世帯に面談・訪問をし、悩みを聴き、必要な支援につなげる。

例) 就学援助・家計支援・養育費・学校等へのつなぎ・医療機関・就労支援・進学支援・学習支援・生活上の困りごと・フードバンク・未払い/返済等の支援・子育て支援 等々・・
・世帯まるごと（2世代・3世代）に目配りをしながら、他部署・他機関・地域資源と連携して支援をする。
保・幼・小・中・高・民生委員・地域住民・区長・他部署・他機関との連携

- ▶ 2. 家計・教育資金・ライフプラン講座&お茶会（ひとり親向け・子育て世帯全般向け）
- ▶ 目的：情報提供・予防・仲間づくり・相談へのハードルを下げる

就学援助を申請しなかった理由

- ・案内を受け取っていない（多）

- ↓
- ・学校の家庭訪問・面談時に手渡し、複数回案内した場合、認知・申請しやすい傾向がみられた。
- ・民生委員さん等からの直接手渡しも、申請率高い。

その他の理由

- ・受け取ったが、忙しくしているうちに忘れてしまった
- ・自分は該当しないと思っていた
- ・学校・役場窓口で書類を出すことへの心理的ハードル

村内で就労し、子どもを育てながら暮らす上での課題

- 給料が少なく、対して家賃が高い
- 公共交通機関（子どもや社会的弱者が自力で移動しやすい）が使いにくい（料金高い・本数が少ない・行き先が限られる）
- 子どもが、放課後や休日、親を待つ場所がない
そのため、
- ・1人ひとりの子どもに合わせた送迎が必要
親が多忙化（家事・育児・勉強を見る等に影響）

↓
余裕がなく、心身への影響もみられる
悩み事を家族以外に相談しづらい。不安。

中でも、特に困窮リスクの高い世帯が
新たに生まれる背景と、取り組めること

- ▶ ○ニート ひきこもり
- ▶ (進路未決定者 ・ 早期離職 ・ 進学したが中退)
- ▶ 【背景・サイン】 不登校 ミスマッチ (なんとなく就労・進学)
- ▶ 【対策】
- ▶ ・ その子の個性と状況を踏まえた (学童期など早期からの) 支援
- ▶ ・ 出口を意識しつつ、丁寧な自立支援

○若年出産

- ▶ 【背景】 性/生教育・自分の居場所や自己有用感の課題・将来がみえない
- ▶ 【対策】
- ▶ ・ 生/性教育は必要だが、それだけではなく、地域の課題としてのとりくみ
- ▶ ・ ライフプランニング・キャリア教育との連携
- ▶ ・ キャリアデザイン (希望の人生) がみえる地域

貧困対策のキーワード

「見つける」「つなげる」「孤立を解消する」

沖縄県は、ニート・離職率・進路未決定率・犯罪少年再犯率
▶ 早期の出産・結婚 多い

↓
「拠り所」を増やす必要。
経済的に苦しい 子育てが苦しい

増やしたほうがいいこと

- 励まされ、大切にされる経験 (厳しい指導がしているわけではない)
- たくさんの居場所
- 「ここにいていいんだ、今日も生きていてよかった、と感じられる場所」
- 「共感しあえ、励ましあえる関係」 (上から目線の支援や指導よりも)

！ご理解とご協力をお願いいたします！

1. 「あの家は、払えるのに払わないだけだから、
対象 (貧困) じゃないよ」

↑
ぜひつなげてください！

2. 「子どもの貧困対策」の考え方は、
▶ 「子ども本人が、将来に夢をもち、家庭の経済的理由で諦めることなく希望の進路に進める」こと。

- ▶ 注！ 貧しいなりに、ではない

＜学習支援＞問題提起①

「貧困の連鎖を断つ」

「学歴による生涯収入の差」といわれますが？！

実際はどうでしょうか？

正職員等を除き「見合った収入」を得られていない

学歴・資格のインセンティブは働きにくい

⇒親子にとって、進学意欲につながらない

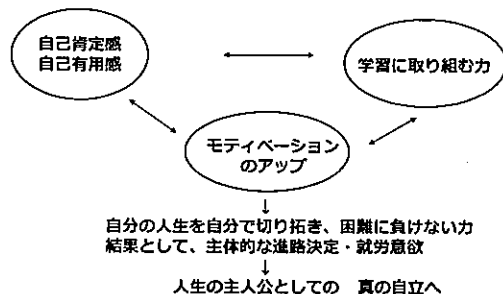
「夢をもった職業選択」になりにくい

低賃金は「自己有用感の低さ」にもつながる

(進学率が低いこと、高校の選び方の背景には、
機会費用・費用対効果を考えた合理的判断の側面がある)

学習支援 問題提起②

目的を「狭義の学習成果」や「進学」としないことが重要（来にくくなりがちです）



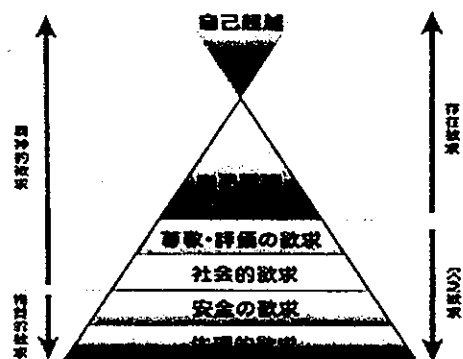
まずは、
こどもたちが 辛いときも楽しいときも来たくなるような
温かな居場所にしてください。

「座って勉強」の前になんでも安心して話せる場所
関係づくり が先。

話す＝放す

地域のみなさんは、指導者の眼差しではなく、あたたか
カリスマティックアダルトになってください！
誰でも 誰かの伴走者になれる
そして、皆さんはロールモデルです

マズローの欲求段階説



まずは温かな「ホーム」になることから！

図引用元：Dream.hisi.jp

- ▶ 「現段階の「こどもの貧困対策施策」について思うこと
- ▶ 1. 「非課税世帯への支援拡大」だけでいいのか？
（自治体としてのジレンマ）
- ▶ 2. 支援を厚くすることだけではなく、出口を意識したプロジェクトとして
取り組む必要がある 支援をすることが目的ではない。
- ▶ いったんは、被支援者が増えるが、計画的に、村内の分野横断で取り組むこ
とで、最終的には、被支援者が減っていくイメージ。
- ▶ ↓
- ▶ 今帰仁村の短期・中期・長期ビジョンと合わせて、この事業を位置づけ、
（今帰仁村の子どもたちの将来像を描き）
「子どもの貧困対策事業」の卒業を目指すことが必要ではないだろうか。
困窮者が「減少し」「困窮が起らない」ことを目指すことを忘れずに！

以上を踏まえつつ、亀岡市では？

「すべてのこどもが 生まれ育った環境に依らず、安心して
学びことができ、希望の人生を歩むことができる」
という観点から具体的に一つ一つみてる

既存データや現在の業務から見えていることがたくさんある。
・子育てはしやすいのか？こどもや世帯は何に困っているのか
(点だけでなく、成人になるまでのプロセスで検討する)
・困ったとき、亀岡で、解決できていること、

解決しにくいことは何か 隘路と感ずることとはなにか？

「こどもの貧困対策 新規事業」
を大々的にやらなければ始まらない、わけではない

①行政職員・教職員 民生委員などキーパーソンの
「すべてのこども・すべての人」という意識
誰も排除しない・包摂（インクルーシブ）の意識と配
⇒対応やキャッチする量が大きく変わる
⇒小さな改革の積み重ねの効果が、市内の随所に
内発的に生まれる

②核になる人（適材の配置） の 二点の確保。

↓
「その」地域にとって妥当・効果的・持続可能な取り組み

亀岡

- ・「子育てしにくさ」
- ・亀岡に入ってくる人 出て行く人 の背景
- ・困難な家庭を支援するが、つなぐ社会資源がない
(伴走者の不足)

参考例：

- 自治体としての制度：例えば、明石市
- 地域資源：例えば、山科醍醐こどものひろば

こどもの声・住民の声・地域の様々な方の声 職員の声
を拾い上げて反映することで、

住民や職員にとって、
「やらされてる、よくわからない新施策」ではなく
モチベーションや自己有用感が上がるきっかけに

☆隘路と感ずることとは何か ← ヒントの宝庫！

おすすめ！ワークショップ

- ▶ ☆「どんな亀岡（地区）でどのように暮らしたい？」
- ▶ （大人＆こども向け）「自分に何ができる？」

「こどもの貧困」の視点を
福祉部局だけではなく、全部局横断で！考えるしくみを
(ちょっとした労力でできる程度の)

- アイデアや、チャンスが増える。
- 例えば 亀岡の産業や自然環境は、
こどもの育ちのチャンスの宝箱（経験の不足を豊かに補う）
「ふるさと創生」のアイデア
(アート・農 等々亀岡の魅力発掘の視点を、亀岡の
こどもたちに活用できるかも)
そんな大人の姿や温かな眼差しの中で育ったこどもたちは、
亀岡に誇りを持ち、
住み続けたい、戻ってきたいと思う気持ちが育ちます。

住民（こどもも大人も）の
「自己肯定感」「自己有用感」が高い、
ということは、自治体にとって大事なポイント

「ゆるいつながり」がある地域 ← 自死が少ない
×同調圧力 ×排他的

「こどもの貧困」の視野を広げ、
「すべての人が誇りをもって生き生きと 暮らしやすい」
亀岡を目指し、
こどもも大人もエンパワーされるプロセスにしてしまおう
「一石〇鳥！」

今あるしくみ+α（意識と工夫！）

参考事例

- ①地域包括ケアシステム
のしくみと相乗りで、
地域の関係（セーフティネット）
づくり
- ②地域の高校の、生徒の実情に
合わせた取り組み
- ③学校と教育相談・児童館は
可能性の宝庫

<地域の高校での取り組み>

困難を抱える家庭の子が多い 自己肯定感が低い 不登校傾向だった子が多い
若年出産も。

○卒業後も、外に出ず、（出て戻り）この地域で生き、子どもを産み育てる
子たち。

- ・性・生教育
- ・自己肯定感が上がる取り組み（授業 課外活動）
- ・生徒たちに、多様な地域の人たちを会わせ、

将来にわたり、相談に乗ってもらえたり、面倒をみてもらえる関係性のきっかけを
地域が、その高校に関心をもち、温かな眼差しでみてくれるようにする。
⇒結果として自己肯定感があがり、「意欲」が出て、生徒たちは見違えるようになる。
不登校でなくなる。地域の課題に主体的に取り組む。「将来」に希望を持つ
学校が居場所に！

ポイントは

どんな意識・まなざしか。

- ▶ これまでの組織や体制に、意識を加える。
- ▶ すると見えること・感じるものがぐんと増えます。
- ▶ 意識をもって、住民の方々や子どもたちと接する・市内を歩く。 ワークショップ
- ▶ 見たもの・気づいたことを放っておかず、改善の一步を踏み出す。
- ▶ ⇒ニーズに合った方法やしくみ・制度をつくる。
- ▶ 例：明石市
- ▶ 「貧困の子」よりも「すべての子ども」が安心して育つことができる環境を保障しようとする。
- ▶ 障害・疾患・教育 （自死 困窮 保護者の不在・・・）
- ▶ 「すべての人たちにとって、子育てしやすく、暮らしやすく、「亀岡でよかった」と思える市に。
- ▶ 住民の自己肯定感 自己有用感が高いこと。外向きの施策にならないように。
- ▶ 誰の人生も山あり谷あり。つまづいても立ち上がり、再び歩き続けられる自治体に。

平成 30 年度 環境厚生常任委員会の活動について

2018 年 2 月 21 日

酒井 安紀子

環境厚生常任委員会では子供の権利を活動テーマとして設定し、児童の権利に関する条約とその対応状況を確認した。また、子供の権利を侵害する貧困問題についての研究の過程で、本市には子供の権利に関する包括的な条例が存在しないこと、亀岡市子ども・子育て支援事業計画や地域福祉計画においても、子供を権利の主体と位置付けてその権利を保障する考え方を示すには至っていないことを確認した。そこで、本委員会では、子供に関する各施策が児童の権利に関する条約の原則および規定と調和することに資する政策立案のための調査研究を行う。

<プロセス(案)>

	目的	想定される作業	期限
テーマ設定	問題意識を共有する	関係法令の確認	済
		国・府の制度・計画の確認	済
		市の条例等の調査	済
問題分析	問題の明確化	仮説の設定	
		参考人招致・意見交換等	
政策立案	解決策の具体化	条例素案作成	
		パブリックコメント等	
		条例提案	H30.12

専門的知見の活用(地自法100条の2、議会基本条例6条3項)は、問題分析に着手する前の段階から取り入れ、進め方についてもアドバイスを受ける。

*適宜、執行部との意見交換を行いながら進める。